

「金融機関システム開発計画に係る詳細 通知についてのタイ国銀行回状」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

金融機関システム開発計画に係る詳細通知についてのトポーター・ソーノソー(タイ国銀行金融機関政策部)回状(12)ヴォー・817/2547号

仏暦二五四七年四月二六日

タイ国内で登記した全ての商業銀行、全てのファイナンス会社及びクレジットフォンシエ会社
マネージャー殿

一、回状発行の事由

タイ国銀行が、仏暦二五四七年[西暦二〇〇四年]一月九日付けの金融機関システム開発計画(以下/開発計画)についての通知であるトポーター(タイ国銀行)・ソーノソー(金融機関政策部)・(12)ヴォー・47/2547号回状(ナンスー・ウィアン)に基づき、仏暦二五四七年一月一三日の開発計画の詳細説明会にタイの金融機関を招いた後も、多くの金融機関がタイ国銀行に問い合わせしてきたことから、開発計画に係る詳細を通知するため。

二、範囲

本回状はタイ国内で登記された全ての商業銀行、すべてのファイナンス会社、クレジットフォンシエ会社にとっての、開発計画に係る理解における指針として使用する。

三、内容

金融機関からの問い合わせの論点に基づく、以下からなる開発計画に係る詳細。

- 1、商業銀行もしくはリテール商業銀行への地位変更申請書提出
- 2、ワン・プレゼンス政策
- 3、商業銀行及びリテール商業銀行の事業遂行、事業範囲及び組織構成

以上、通知する

クルーク・ワニクン氏
金融機関政策担当総裁補
総裁代行

1、商業銀行もしくはリテール商業銀行への地位変更申請書提出

1・1、商業銀行もしくはリテール商業銀行設立申請可能な者の資格と申請プロセス

(1)金融機関の商業銀行及びリテール商業銀行への変更の件について、商業銀行への変更の場合は質及び量的基準に合致していなければならない、他のファイナンス会社/クレジットフォンシエ会社との合併、もしくは事業統合、または全ての、あるいは大部分の資産と負債の譲受計画がなければならない。それではリテール商業銀行を設立する場合は、例えばファイナンス会社とファイナンス会社、もしくはクレジットフォンシエ会社とクレジットフォンシエ会社、あるいはファイナンス会社とクレジットフォンシエ会社のような金融機関の統合は可能かどうか。及び商業銀行への変更の場合と同じように質及び量的基準をクリアしていなければならないのかどうか。

回答 仏暦二五四七年一月二三日制定の商業銀行設立許可申請における原則、方法及び要件についての財務省布告(以下、財務省布告)は、リテール商業銀行への地位変更を申請しなければならないファイナンス会社もしくはクレジットフォンシエ会社が他の金融機関と合併または統合することを規定していないが、商業銀行への地位変更申請人と同じ質および量的基準資格は規定している。ここに、リテール商業銀行への地位変更を申請しなければならないファイナンス会社もしくはクレジットフォンシエ会社で、他のファイナンス会社もしくはクレジットフォンシエ会社と合併または統合を希望するところは、リテール商業銀行への地位変更申請の際に、他のファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社との合併、もしくは事業統合、または全ての、あるいは大部分の資産と負債の譲受計画を提出することによってそれが可能となる。

(2) 主要株主の変更の件における申請人資格規定での規定された期間とは、

回答 規定された期間とは財務大臣が財務省布告に署名した日(仏暦二五四七年一月二三日)から商業銀行営業許可書を取得した日まで、もしくは申請不承認の通知を受けた日までを意味する。

ここに、規定された期間が経過すれば、商業銀行の全発行株式数の5%超を保有する株主の構成変更は、タイ国銀行の許可を得なければならない、もしくは商業銀行監督に使われる法律に従わなければならない。

(3) 地位変更が必要なファイナンス会社、クレジットフォンシエ会社は計画作成とともに基準クリアの件について提出しなければならないのか。マネージメント面の資格評価の形態はどうなっているのか。それは金融機関の年次検査と同じなのかどうか。

回答 金融機関が財務省布告で規定された諸資格基準をクリアしているかどうかの審査に係る論点を交渉するために金融機関はCPC(センターポイント・オブ・コンタクト/金融機関連絡官)にコンタクトすることができ、評価結果を知ることができる。当該基準をクリアすれば金融機関は地位変更申請の権利を有する。

マネージメントの質の基準は以下の詳細を有する。

- ・取締役及び部長(ブー・アムヌアイガーン・ファーイ)以上の経営者の役割と行動
- ・リスク管理
- ・高リスク事業の運営
- ・組織構成と業務システム
- ・内部統御と監査
- ・重要規則の遵守
- ・当局への協力提供
- ・グッドガバナンスに反しない行動

ここに、タイ国銀行は次の機会にマネージメントの質の評価に係る詳細を増補する通知状を送付する。

1.2、金融機関の統合もしくは合同

(1) 合併もしくは統合を希望し、かつ商業銀行もしくはリテール商業銀行への地位変更を申請するファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社は、合併もしくは統合計画も提出しなければならないのか。合併もしくは統合計画が地位変更申請に必要であれば、当該計画作成の指針はまずどうあるべきか。

回答 合併もしくは統合を希望し、かつ商業銀行もしくはリテール商業銀行への地位変更を申請するファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社は、財務大臣が任命した商業銀行設立申請審査委員会に総合的な商業銀行もしくはリテール商業銀行の事業運営方針を知らせ、商業銀行もしくはリテール商業銀行への地位変更の承認審査を構成するために、商業銀行設立許可申請とともに、財務省布告の中にある詳細による合併もしくは合同計画も提出しなければならない。ここに、タイ国銀行は金融機関の以後の指針として、仏暦二五四七年四月二日付けで商業銀行設立のための金融機関の合併もしくは事業統合における原則、方法及び要件についての布告を制定した。

(2) タイ国銀行の規定によると、合併もしくは統合し、かつ商業銀行もしくはリテール商業銀行への地位変更の申請を希望するファイナンス会社及びクレジットフォンシエ会社は、新株主を持つことなく、他のファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社と合併もしくは統合しなければならないとされているが、当該ケースに基づき合併もしくは統合する金融機関の旧株主は設立される商業銀行もしくはリテール商業銀行の新株主であるとするのかどうか。新株主として数えない株主がいるのかどうか。

回答 新たに商業銀行もしくはリテール商業銀行を設立するために、ファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社Aがファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社Bと合併

もしくは統合した場合、新設の商業銀行もしくはリテール商業銀行の主要株主はファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社A及びBの主要株主からでなければならず、例えばC社のように外部から新たな主要株主になることはできない。

(3) 合併もしくは統合される金融機関がタイ証券取引所の上場企業である場合、株式会社になるための上場取消のプロセス及び費やされる時間が必要だが、便宜を考え、中核となる金融機関と合併もしくは統合される金融機関(C = A + B)の資産を譲り受けるために金融機関が新たな金融機関を設立するとき、新たな金融機関は計画提出人となることができるのかどうか。

回答

新たな金融機関が計画提出人になることはできない。なぜなら申請時点で財務大臣は新金融機関の設立をまだ認可していないからである。財務省布告では布告日に営業中のファイナンス会社/クレジットフォンシエ会社のみが提出する権利を有すると定めている。いずれにしても中核となる金融機関は、中核となる金融機関と合併もしくは統合される金融機関の資産と負債を譲り受けるため新たな金融機関を設立する形で合併もしくは統合することを提示することで、計画を提出できる。

(4) 商業銀行もしくはリテール商業銀行への地位変更が必要な金融機関の合併もしくは事業統合に係る法律面の規制緩和は、以下の論点を含むのかどうか。

(4・1) タイ証券取引所及びパブリックカンパニー法の規制による実行上の問題、加えて国税局、陸運局及びその他の関係する政府機関との連絡上の問題、すなわち合併もしくは統合する金融機関は株主の事前承認を得ていなければならない、もしくはそうでなければ合併もしくは統合に不賛成の少数株主から株式を買い取る提案(テンダー・オファー)をしなければならない。合併もしくは統合する金融機関は合併もしくは統合の前に、合併もしくは統合後に負債の譲受があることを債権者及び債務者に通知しなければならない。

回答

* 少数株主からの株式買取提案(テンダー・オファー)は証券取引監視委員会の規則に従わなければならない。

* パブリックカンパニー法令に基づく遂行プロセスについては、その時の金融機関監督に使用する法律が定めた要件に従わなければならない。

* 現在、タイ国銀行はタイ証券取引所及び証券取引監視委員会に関わる諸点について研究中である。また租税及び手数料面で合併もしくは統合により生じる障害の軽減のために関係機関と調整を進めている。

(4・2) 合併もしくは事業統合における租税及び手数料。

回答

タイ国銀行は諸税及び諸手数料の面において合併もしくは統合により生じる障害の軽減のために関係機関と調整中である。タイ国銀行は進展があった時、その詳細を通知することになる。

(5) 商業銀行を主要株主(親会社)とし、タイ証券取引所で売買される株式があるファイナンス会社で、そのファイナンス会社が親会社の商業銀行と合併もしくは統合するとき、当該行為はファイナンス会社の少数株主にどんな影響を与えるのか。

回答

通常の合併もしくは統合であれば、株主の利益を擁護するところの関係する法律であるパブリックカンパニー法、民商法典及びタイ証券取引所および証券取引監視委員会の規則に従わなければならない。最終的にはファイナンス会社は合意に基づく割合で商業銀行の株式を代わりに保有することになる。

2. ワン・プレゼンス政策

(1) タイ国銀行はグループ会社、親会社、子会社及び関連会社とみなされる持ち株比率についてどう考えているのか。

回答

仏暦二五四七年一月三〇日付けの商業銀行設立許可申請についてのトポーター・ソーノーソー一回状(12)ウォー・137/2547号の第一項に基づき以下のように定義する。

「グループ会社(ポリサット・ナイ・クルア)」もしくは「同一事業グループ(グルム・トゥラキット・ディヤオカン)」とは、親会社、子会社と関連会社、及びその会社の同一人の事業コントロール権限下にある会社を意味する。

「親会社(ポリサット・メー)」とは、他の会社の事業コントロール権限を有する会社を意味する。

「子会社(ポリサット・ルーク)」とは、以下を意味する。

(a) その会社の事業コントロール権限を有する別の会社がある会社

(b) 全ての段階における(a)に基づく会社の子会社

「関連会社(ポリサット・ルワム)」とは、親会社を共にする子会社を意味する。

ここに、事業コントロール権限を有する人もしくは主要株主とは、すなわち

(a) 直接的または間接的に関わらず、別の会社の全発行株式の五〇%超の株式を有する個人もしくは会社、もしくは

(b) 直接的または間接的に関わらず、あるいは事由に関わらず、別の会社の株主総会において大部分の票数をコントロールする権限を有する個人もしくは会社、もしくは

(c) 直接的または間接的に関わらず、別の会社の全取締役の半数以上の取締役の人事権限を有する個人もしくは会社のことである。

直接的または間接的に関わらず、別の会社の全発行株式の二〇%以上を有する個人もしくは会社は、その別の会社の事業コントロール権限を有するものと推定する。

(2) タイの商業銀行の株式を保有する外国銀行(ハイブリッド・バンク)は、ワン・プレゼンス政策の下に置かれるのかどうか、またはどのように置かれるのか。

回答

全ての金融機関はタイ国銀行の政策下に等しく置かれており、外国銀行が大株主になっているハイブリッド・バンク形態のタイの商業銀行であっても、このワン・プレゼンス政策下に同様に置かれなければならない。

(3) 商業銀行と同一の事業グループにあるグループ会社もしくは親会社が、民衆から預金を受け付けている金融機関Aの株式を保有することは、そのグループ会社もしくは親会社の株式共同保有と考え、ワン・プレゼンス原則に従わなければならないのか。

回答

商業銀行と同一の事業グループにあるグループ会社もしくは親会社がその金融機関Aの株式を保有する場合、その商業銀行が金融機関Aの株式を共に所有しているかどうかを問わず、その商業銀行と金融機関Aは同一の事業グループにあるとみなされ、仏暦二五四七年一月三〇日付けの商業銀行設立許可申請についてのトポーター・ソーノーソー一回状(12)ウォー・137/2547号の「同一事業グループ」定義に当てはまれば、民衆から預金を受け付ける金融機関は一種だけとするワン・プレゼンス原則に従わなければならない。タイ国銀行はワン・プレゼンス政策に基づく遂行指針の詳細について今後、通知書を送付する。

(4) 現在、商業銀行が大株主になっているファイナンス会社が、商業銀行と合併もしくは統合する方向にある場合、当該ファイナンス会社は新たな株主をさがすことは可能かどうか。

回答

商業銀行が大株主になっているファイナンス会社は以下の形態をとることができる。

親会社の商業銀行との合併、もしくは

他の金融機関に売却し、商業銀行への地位格上げのため合併もしくは統合させる。あるいはタイ国銀行が定めた基準に基づくサブシディアリー(子会社)とするために売却する

ファイナンス会社の免許書を返還し、クレジット・カンパニーとしての形態で事業を遂行する。

(5) ファクタリング及びリーシング事業はお互いに合併もしくは統合、あるいは商業銀行と統合すべきワン・プレゼンスに当てはまるのかどうか。

回答

ワン・プレゼンスの原則は民衆から預金を受け付けているグループ会社に適用するもので、例えばファクタリング会社やリーシング会社は当該政策指針下には置かれない。

3、商業銀行及びリテール商業銀行の業務遂行、事業範囲及び組織構造

3・1、商業銀行及びリテール商業銀行の業務遂行と事業範囲

(1)リテール商業銀行は支店開設を申請できるが、リテール商業銀行の資本が制限されていることにより、リテール商業銀行の総合支店開設は特に地方においては困難が予想される。リテール商業銀行は支店や与信事務所などの開設を申請できるのかどうか。

回答

当該行為はそのリテール商業銀行の商業上の適性に従った事業計画に基づき可能である。

(2)ファイナンス会社/クレジットフォンシエ会社がリテール商業銀行へ格上げされた場合、格上げ前に顧客に発行された約束手形についての業務指針はどうあるべきか。顧客は償還期限前の約束手形の償還を請求することができるのかどうか。

回答

リテール商業銀行が新たに設立された場合であれば、約束手形を直ちに預金通帳に変更することができる。約束手形を償還期限前に償還する必要はない(証券転換)。

(3)リテール商業銀行は小切手(チェック)、当座預金、普通預金、定期預金及びクレジットカード業務をすることができるのかどうか。クレジットカード業務ができるとすれば、リテール向けの貸付もしくはその他貸付ができ、リテール貸付要件に従わなければならないのかどうか。

回答

リテール商業銀行はチェック、当座預金、普通預金、定期預金、クレジットカード業務のような基本的業務をすることができる。ただし顧客グループは小口顧客もしくはSMEsだけとする。クレジットカード業務はリテール向け貸付であり、財務省布告で定めた基準に基づき顧客に資金貸付しなければならない。

(4)リテール商業銀行はSMEsのほかに、タイ国銀行が定めた定義よりも恒久資産もしくは雇用数の多い会社のような他の個人、団体にも貸付が可能かどうか。

回答

当局はリテール商業銀行に対し、サービスの余地があるSMEs顧客もしくは庶民へのサービスを振興しなければならないことから、リテール銀行は当該グループの顧客にのみサービスできるものと定める。タイ国銀行は経済及びSMEsの状況に変化が生じればSMEsの定義について変更を検討することができる。

3・2、中小企業の定義及びリテール商業銀行の担保

(1)金融機関システム開発計画に基づきタイ国銀行があまねく金融サービスを振興しなければならない零細企業(マイクロ・エンタープライズ)及び中小企業(SMEs)の定義の違いはどうなっているのか。

回答

当局は金融機関に対しこの二種類の事業へのサービスを振興するという政策を有している。いずれにせよ、金融機関が市場メカニズムに基づく自己の戦略計画を定めるものとする。このとき中小企業(SMEs)の基本定義は工業省の定義を引用する。すなわち以下の雇用数もしくは土地価額を含まない純恒久資産額を有する事業であるとする。

業種	小規模		中規模	
	雇用人数	恒久資産	雇用人数	恒久資産
製造業	50人以下	5000万B以下	51-200人	5000万超-2億B
サービス業	50人以下	5000万B以下	51-200人	5000万超-2億B
卸売業	25人以下	5000万B以下	26-50人	5000万超-1億B

小売業 15人以下 3000万B以下 16-30人 3000万超-6000万B

ここに、SMEs定義規定は、商業銀行開設許可申請審査委員会が仏暦二五四五年九月一日付けのSMEsの雇用数及び恒久資産規定についての工業省令の枠を使ったすでに広く使用されている当局の旧規定基準と一致させた定義規定を承認する。当該基準はSMEsを包括するためにSMEsの定義の範囲を広く取り、SMEsのために雇用数もしくは(土地価額を含まない)恒久資産の基準を下回るときでも考慮され、いずれかの事業の純恒久資産がSMEsの範囲を超えていても、雇用数がSMEsの範疇にあればその事業はSMEsであるとみなす。

これ以外に、他の当局の機関、例えば中小企業振興事務局(ソーソーウォー)、およびタイ国中小企業開発銀行、さらにタイ国銀行のSMEs向け金融支援で使用される基準もまた、雇用数もしくは土地価額を含まない純恒久資産という同一の形態での規定基準がある。例えばSMEs定義規定において売上額のような基準は使用されていない。そこで明確化、庶民及びSMEs向け金融サービス振興の意図にふさわしいものに修正しながら、かつ金融機関の事業遂行指針と一致させながら、当該基準を使用すべきと判断する。

「マイクロ・エンタープライズ」の定義については、定義せず、SMEs定義の中にも含める。ただし「SMEs」と「庶民(プラチャーチョン・ヨーイ)」ははっきりと分けて定義する。担保についても金融機関の業務遂行指針、SMEs及び庶民のためという目的と一致させ、定義する。

SMEsの定義はタイ国銀行布告で将来的に規定する。経済情勢及びSMEsの置かれた状況が変化すれば、タイ国銀行は当該基準を適宜修正することができる。

(2)雇用数及び恒久資産によるタイ国銀行の中小企業(SMEs)定義。

(2・1)例えば臨時雇い、常勤被雇用者といった種類があるが、雇用数とはどんな被雇用者を意味するのか。また恒久資産には土地価額も含むのかどうか。

回答

恒久資産額には土地価額は含まない。雇用数の意味はタイ国銀行が詳細を定めた規定を布告制定する。

(2・2)中小企業(SMEs)の意味は製造業、サービス業、卸売業、小売業の四業種を含むが、不動産事業、建設請負業はSMEsに含まれるのかどうか。もし含まれるのであればどの業種にあたるのか。

回答

工業省は仏暦二五四五年九月一日付けに布告した工業省令において詳細につき説明している。要約すれば以下のようにSMEs事業の業種を分類することができる。

製造業とは、生産要素を使い加工プロセスを通じて商品またはサービスとしての製品を生成することを意味する。製品とはすなわち消費のための商品、初期加工を経た産業のための商品などである。

サービス業とは、例えば運送のように生産または販売を伴った、手で触れることのできない商品及びサービスの生産を意味する。

卸売業とは、一回当たりの商品販売が大量で、再販売のために小売店に販売することにより商品占有権の変更がある販売を意味する。

小売業とは、商品占有権の変更を伴う、商品購入顧客への直接的な少量の商品販売を意味する。

従って、不動産業及び建設請負業がどの業種になるかは受け取る生産物により検討され、いずれかの事業が生産及びサービスの双方をなすのであれば、その事業の主要な収入から検討される。不動産業はそのため商品製造事業であり、生産事業から主たる収入のない建設請負業はサービス業となる。いずれにせよ、不動産業と建設請負業は零細企業及びSMEsの定義に係る第(1)項の表の詳細にある雇用数もしくは恒常資産額と差はない。

(3) リテール商業銀行の中小企業及び庶民の顧客への貸付額は一件当たり上限額はどのようになっているのか。

回答

SMEsへの貸付は一件当たり第一種自己資本の一〇%以下。
 庶民への無担保貸付は一件当たり第一種資本の〇・〇五%以下。
 庶民への有担保貸付は一件当たり第一種資本の一%以下。

(4) タイ国銀行の定義に基づく中小企業であるリテール商業銀行の顧客が、後に事業を拡大し、定められたSMEsの定義を超えて大規模になったとして、以下の場合にリテール商業銀行はどのようにすればよいか。

(4・1) 当該顧客の貸付額がタイ国銀行が定めた第一種資本の百分率値を超えていない。

回答

金融機関がSMEsに貸し付けており、後にその顧客が事業を拡大し、SMEsの定義を超えて大規模になった場合、貸付承認日において顧客はSMEsであったのであり、財務省布告に反した形態であるとはみなさない。いずれにせよ、金融機関は、定められた期間に基づく債務者の評価もしくはアンケートでSMEs顧客が事業拡大し大規模になったことを知ったときには、貸付増額をすべきではない。このほか金融機関は契約において、SMEs顧客が事業を拡大し、全額を借り入れていない期間中に大規模になった場合、全額貸付できない旨の、契約条件を定めておくべきである。ここにタイ国銀行は金融機関の希望を考慮し、経済及びSMEsの状況に変化に従いSMEsの定義を再考する。

(4・2) 当該顧客の貸付額がタイ国銀行が定めた第一種資本の百分率値を超えている。

回答

この場合、契約期間が満了した時、リテール商業銀行は貸付額を減額するか、第一種資本額を増額し、当該顧客の貸付額がタイ国銀行が定めた第一種資本の百分率値を超えないようにしなければならない。

(5) 元のファイナンス会社及び/またはクレジットフォンシエ会社が一般顧客に信用供与していた場合。

(5・1) タイ国銀行が定めた第一種資本の百分率値を超えてSMEs及び庶民の顧客の残高があったとして、どうすればよいか。

(5・2) リテール商業銀行への地位変更時にSMEs及び庶民以外の顧客が残っていた場合、どうすればよいか。

回答

タイ国銀行はリテール銀行への影響を最小限にするよう努力する。以下の場合についてはトランジション・ピリオドにつき軽減策を取る。

期間規定のある契約(ターム・ローン)は契約終了まで免除。

期間規定のない契約(コール・ローン)は開業から一年以下は免除。

ここに、免除措置は財務省布告にある日付より前に結ばれた契約の場合に限る。

(6) SMEs貸付の新たなリスクウエイト(リスク・ウエイテッド・アセットレシオ)に基づく、不良になった貸付(NPL)が一定の期間(例えば三ヶ月)経過し、回収不能債権もしくは不良化した債権について、債務が履行された場合直ちに通常債権のリスクウエイトに復帰できるかどうか。あるいはタイ国銀行への認可申請を待たなければならないのか。

回答

NPLから通常債権への復帰は不良資産に係る原則に従う。いずれにせよ、タイ国銀行は明瞭な詳細について関係布告を制定する。

3・3、組織構造

(1)バンク・ペアレント・ストラクチャー及びホールディング・カンパニー・ストラクチャーの定義。

回答

バンク・ペアレント・ストラクチャーとは、商業銀行である親会社を持つ事業グループのことであり、ホールディング・カンパニー・ストラクチャーとは商業銀行でないホールディング・カンパニーとしての株式会社を親会社として持つ事業グループのことである。

(2)金融機関法令はいつ施行適用になるのか。金融機関がホールディング・カンパニーの形で事業を立ち上げなければならないとすれば、金融機関法令がまだ施行適用されていない場合にどのようなすればいいのか。

回答

内閣が仏暦二五四七年一月六日に金融機関システム開発計画を了承し、計画の成就にとって金融機関法令の件について急ぐことが必要と公式に判断したことにより、当該法令の制定を急ぐことになった。ここに金融機関のホールディング・カンパニーの形で事業を立ち上げることは、金融事業グループの枠組に基づきそれを行なうことができると思われる。

(おわり)